

| | |
|------|----------|
| 担当課名 | 64 経營業務課 |
|------|----------|

個人情報ファイル簿

| | |
|-------------------------------|--|
| 個人情報ファイルの名称 | 上下水道料金調定システム |
| 行政機関等の名称 | 鴻巣市長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 上下水道部経營業務課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の賦課徴収業務を行うため |
| 記録項目 | 1.お客様番号、2.検針区、3.水栓所在地、4.使用者氏名、5.カナ氏名、6.使用者住所、7.電話番号、8.住民コード、9.世帯コード、10.上下水道区分、11.上水用途、12.基本情報(口径、メータ番号、開始日、休止日外)、13.特記事項、14.所有者情報(所有者氏名、所有者住所外)、15.管理人情報(管理人氏名、管理人住所外)、16.水栓情報、17.メータ情報、18.交換情報、19.メータ撤去情報、20.支払情報(支払区分、金融機関外)、21.送付先情報(送付先氏名、送付先住所外)、22.調定情報(調定年月、上水使用量、排水量、上水料金、下水料金外)、23.収納情報(上水入金額、下水入金額、未納金額外)、24.下水道情報(下水道番号、下水用途外)、25.履歴情報、26.検針履歴情報(上水指針外)、27.調定更正情報、28.メータ履歴情報、29.発行履歴情報、30.関連水栓情報、31.請求情報、32.コンビニ情報(受信日、種別、収納日外)、33.滞納整理情報、34.過誤納付情報 |
| 記録範囲 | 水道、下水道及び農業集落排水施設の使用者 |
| 記録情報の収集方法 | 本人の申告、桶川北本水道企業団及び行田市からの提供 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | 北本市、株式会社 日本ウォーターテックス、鴻巣市水道協同組合 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称)上下水道部経營業務課 (所在地)鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所本庁舎1階) |
| | (名称)総務部総務課 (所在地)鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所新館2階) |
| | (名称)吹上支所地域グループ (所在地)鴻巣市吹上富士見1-1-1 |
| | (名称)川里支所地域グループ (所在地)鴻巣市広田3141-1 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — |

| | | |
|--|----------------------------------|-------------------------------------|
| 個人情報ファイルの種別 | 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 政令第21条第7項に該 当するファイル | <input type="checkbox"/> |
| | 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル) | <input type="checkbox"/> |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報である旨 | | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地 | | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期間 | | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときは、その旨 | | |
| 備 考 | | |